

7. その他事項

【7. その他事項】

問7-1 川崎市の住所地特例対象者施設に入居している要支援者が、既に総合事業を実施している他市町村の被保険者であって、認定有効期間が平成27年8月1日から平成29年9月30日までの場合（認定有効期間の延長がなされている場合）、総合事業のサービス利用への切り替えのタイミングの時期はいつか。

総合事業のサービス提供となるのは、原則「認定有効期間開始日が平成28年4月以降の要支援者」となりますので、「認定有効期間開始日」により総合事業のサービス提供時期を判断してください。この例の場合、「認定有効期間開始日が平成28年3月以前の方」となりますので、原則、平成29年9月30日までは予防給付の訪問介護・通所介護の提供となります。

問7-2 認定有効開始期間開始年月日が平成28年3月以前の日付の要支援者が、本人の希望により総合事業のサービスを利用することは可能か。

要支援の方が総合事業のサービス利用となるのは、「認定有効期間開始日が平成28年4月以降の日付の方」からとなりますので、原則、平成28年3月以前の方は、現行の予防給付の訪問介護・通所介護の提供（利用）となります。

ただし、本人の希望により「平成28年3月以前の認定有効期間開始日の要支援の方」を総合事業のサービスの利用者とする場合は、「本人の希望であること」かつ「利用者と総合事業のサービス提供に必要な契約書等の締結」が行われる場合についてのみ、認定更新等による平成28年4月以降の認定有効開始日となることを待たずに、利用者との契約日から総合事業のサービスを利用することは可能となります（ただし、この場合、月途中の契約は不可）。

この対応を行う場合は、再度、予防給付の訪問介護・通所介護の利用に戻すことはできなくなる点、特にご注意いただき、本人や家族の理解の上、対応を行ってください。

7. その他事項

問7-3 平成28年4月以降に要支援認定の結果が出た場合の訪問介護・通所介護の提供は、全て「A」のコードで請求でよいか。

貴見のとおりです。平成28年4月以降に要支援認定の結果が出た方への介護予防訪問介護・介護予防介護は、総合事業の「訪問型サービス」・「通所型サービス」による提供となります。総合事業のサービスコードは「A」ではじまるコードになります。

ただし、当該事業所が総合事業の指定を受けていない場合においては1年間（平成29年3月31日まで）の経過措置期間中においては予防給付による請求も認めているところです。

問7-4 市外にある事業所で、経過措置期間中（平成29年3月31日まで）に予防給付の介護予防訪問を提供していたところだが、平成28年度中に川崎市の総合事業の指定を受けた場合、利用者への総合事業サービスの提供はいつから実施すればよいか。

指定年月日以降、「認定有効期間開始日が平成28年4月以降の要支援者」への予防訪問介護・予防通所介護は、川崎市の総合事業「訪問型サービス」・「通所型サービス」による提供となります。